

第 5 期宇治市障害福祉計画

•

第 1 期宇治市障害児福祉計画

宇 治 市



はじめに

本市では、「ノーマライゼーションとリハビリテーションの実現」を基本理念とした第2期宇治市障害者福祉基本計画に基づいて、障害のある人の生活に関する広範な施策と事業を推進してまいりました。また、同基本計画の障害福祉サービス分野における3か年毎の実施計画として、第4期宇治市障害福祉計画を策定し、障害福祉サービスの計画的な提供に努めてまいりました。

国におきましては、平成25年(2013年)4月に障害者自立支援法の改正により、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行されました。同法施行後には、障害福祉サービスの在り方の見直しが進められ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成30年(2018年)4月から施行されることとなり、この改正により、「第5期宇治市障害福祉計画」とともに、新たに「第1期宇治市障害児福祉計画」を策定することとなりました。

計画の策定にあたりましては、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)を計画期間とし、国の施策の方向性等を踏まえ、近年の障害福祉サービス等の利用実績を把握するとともに、平成29年(2017年)9月に実施したアンケート結果によるニーズの把握や、パブリックコメントの実施、さらには宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会によるご協議を経て、計画の基本方針、障害福祉サービスの整備目標及び見込量、並びに、目標実現のための方策が、より具体的な内容となるよう努めました。

国が改革の理念としております「地域共生社会の実現」に向けて、本市におきましても、障害福祉サービスの充実を図り、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援していけるよう、本計画の推進に取り組んでまいりますので、さらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査にご協力いただきました方々をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、そして宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会の委員各位に厚くお礼を申し上げます。

平成30年3月

宇治市長 山本 正

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1．計画策定の背景	1
2．計画の位置づけと期間	2
(1) 計画の位置づけ(法定根拠)	2
(2) 宇治市障害者福祉基本計画との関係と計画の期間	3
第2章 障害福祉サービスの利用状況	4
第3章 計画の基本方針	10
第4章 障害福祉サービスの整備目標	12
1．障害福祉サービスに関する整備目標	12
(1) 第5期障害福祉計画の整備目標	13
(2) 第1期障害児福祉計画の整備目標	15
第5章 障害福祉サービスの見込量	16
1．第5期障害福祉計画のサービス見込量	16
(1) 訪問系サービス	16
(2) 日中活動系サービス	17
(3) 居住系サービス	18
(4) 計画相談支援等	18
2．第1期障害児福祉計画のサービス見込量	19
(1) 障害児通所支援、障害児相談支援	19
(2) 支援を必要とする子ども(子ども・子育て支援等)の地域資源の利用ニーズ	20
第6章 地域生活支援事業の推進	21
1．地域生活支援事業の実施について	21
2．各事業の実施内容	21
第7章 目標実現のための方策	23
1．関係機関等との連携	23
2．地域生活に必要なサービス提供体制の整備	24
3．情報提供の充実及び市民の理解・啓発の促進	24
4．計画の達成状況の点検及び評価	25

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景

障害のある人をめぐる制度は、従来の「措置制度」から、平成15年(2003年)の「支援費制度」導入により、障害のある人自らがサービスを選択し、事業者との契約によってサービスを受けるという、「自己選択、自己決定」の制度へと改革されました。また、平成18年(2006年)の「障害者自立支援法」の施行により、「支援費制度」における課題であった年齢や障害種別を越えたサービス体系の一元的な制度が確立され、市町村に対しては障害福祉計画の作成を義務付け、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みが導入されました。

その後、障がい者制度改革推進本部における検討を踏まえて、利用者負担の見直しや相談支援の充実がされ、平成25年度(2013年度)からは、障害者自立支援法が改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)が施行されました。

なお、この障害者総合支援法においては、施行後3年を目途に障害福祉サービスの在り方を見直すこととされ、平成30年(2018年)4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されることとなりました。(一部は公布の日に施行)

宇治市においては、改正法及び国から示された基本指針に基づき、「障害福祉サービス」、「相談支援」及び「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までを計画期間とする第5期宇治市障害福祉計画を策定するとともに、障害児支援の提供体制の整備のため、第1期宇治市障害児福祉計画を一体的に策定します。

2 . 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ (法定根拠)

第 5 期宇治市障害福祉計画は、障害者総合支援法第 8 8 条に基づく「市町村障害福祉計画」となる法定計画であり、同法において定める「基本指針」(平成 1 8 年 (2 0 0 6 年) 厚生労働省告示第 3 9 5 号) に規定されている次の事項を踏まえ、障害のある人の生活支援にかかわる具体的なサービス提供体制の整備について定めるものです。また、併せて策定する第 1 期宇治市障害児福祉計画は、児童福祉法第 3 3 条の 2 0 に基づく「市町村障害児福祉計画」となる法定計画です。

「基本指針」(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号)

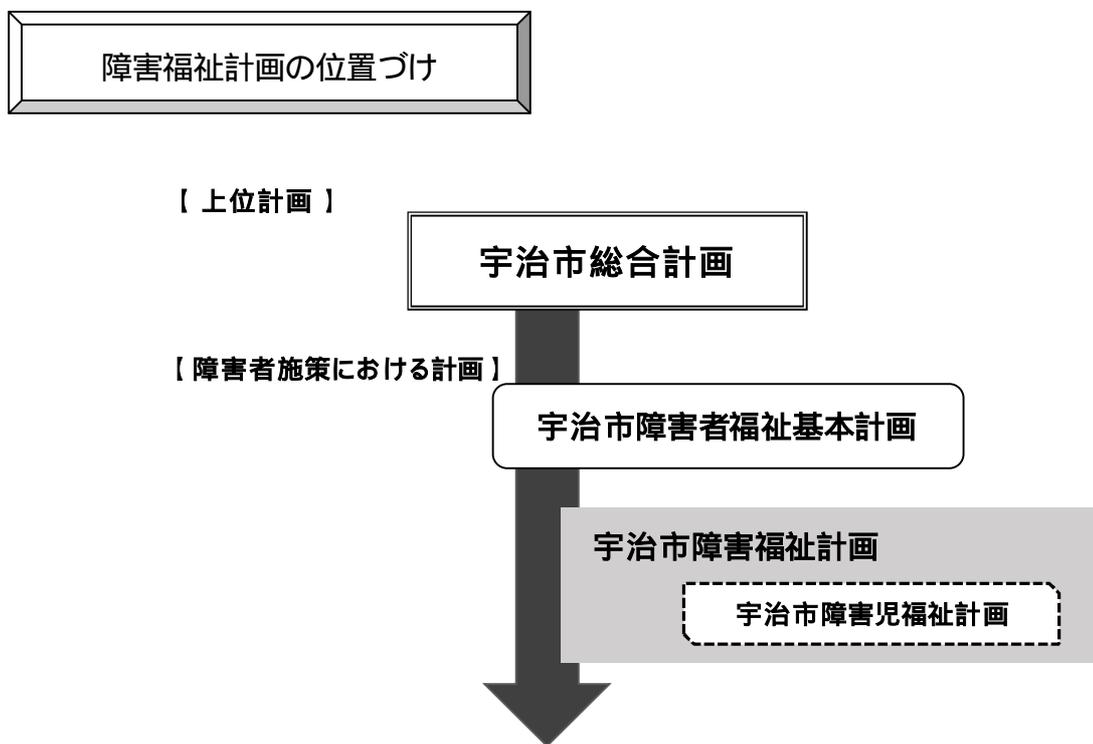
(抜粋 ~ 市町村障害福祉計画の作成に関する事項 ~)

- 1 . 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2 . 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- 3 . 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項
- 4 . 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(2) 宇治市障害者福祉基本計画との関係と計画の期間

「宇治市障害者福祉基本計画」は障害者施策全般について定めた計画であり、障害福祉計画（障害児福祉計画を含む）は、宇治市障害者福祉基本計画に掲げられている施策のうち、特に障害のある人の生活支援に係る施策について、障害者総合支援法（障害児福祉計画は児童福祉法）に基づく各種指定障害福祉サービス等の具体的な数値目標等について定める計画です。

障害福祉計画は宇治市障害者福祉基本計画の障害福祉サービス分野における“3か年の実施計画”と位置づけられます。



【計画の期間】

【計画の期間】	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)	35年度 (2023)
障害者福祉基本計画	第2期宇治市障害者福祉基本計画（平成24年度～平成35年度）								
障害福祉計画 (障害児福祉計画)	第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画 (第1期障害児福祉計画)			第6期障害福祉計画 (第2期障害児福祉計画)		

第2章 障害福祉サービスの利用状況

平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)(平成29年度は見込)までの第4期障害福祉計画期間における障害福祉サービスの利用状況は、以下のとおりです。なお、各年度の数値は3月の実績となっています。

訪問系サービスの利用状況(1か月当たり)

区分		単位	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度(見込) (2017)
居宅介護	利用者数	人	261	276	301
	利用実績	時間	4,273	5,031	5,940
重度訪問介護	利用者数	人	5	8	9
	利用実績	時間	708	1,333	1,365
同行援護	利用者数	人	30	29	27
	利用実績	時間	578	632	588
行動援護	利用者数	人	42	46	44
	利用実績	時間	994	1,373	1,312
合計	利用者数	人	338	359	381
	利用実績	時間	6,553	8,369	9,205

居宅介護は平成29年度(2017年度)にかけて、利用者数・利用実績ともに増加する見込みです。重度訪問介護については、平成28年度(2016年度)に利用者数、利用実績とも大幅に増加しました。同行援護及び行動援護は、利用者数の大幅な増減はありませんが、行動援護の利用実績については、平成28年度(2016年度)に増加しています。

日中活動系サービスの利用状況(1か月当たり)

区分	単位	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度(見込) (2017)
生活介護	人	376	410	434
	人日	7,573	8,010	8,576
自立訓練(機能訓練)	人	2	7	7
	人日	27	66	57
自立訓練(生活訓練)	人	55	49	45
	人日	588	506	462
就労移行支援	人	46	54	55
	人日	795	968	1,026
就労継続支援(A型)	人	89	93	105
	人日	1,808	1,812	1,952
就労継続支援(B型)	人	254	247	248
	人日	4,417	4,286	5,047
療養介護	人	30	30	30
短期入所	人	127	129	132
	人日	602	590	572

人日 ... 人数 × 1人当たりの平均利用日数

生活介護、就労移行支援、就労継続支援(A型)は利用者数・利用実績とも年々増加しています。自立訓練(機能訓練)は、平成28年度(2016年度)に利用者数・利用実績とも増加しています。自立訓練(生活訓練)は、利用者数・利用実績ともに減少傾向にあり、就労継続支援(B型)の利用実績は平成28年度(2016年度)に一旦減少し、平成29年度(2017年度)は増加する見込みです。短期入所は、利用実績が減少傾向にあり、療養介護の利用者数は横ばいです。

居住系サービスの利用状況(1か月当たり)

区分	単位	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度(見込) (2017)
共同生活援助	人	110	116	129
施設入所支援	人	140	133	135

共同生活援助は新たに事業所が開設され、実績値は増加しています。施設入所支援については、施設入所者の地域移行が進む一方で、重度の障害のある人が多く、介護者の高齢化等に伴い入所を希望される人数が地域移行者数を上回る見込みです。

計画相談支援等の利用状況

区分	単位	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度(見込) (2017)
計画相談支援	人	704	945	1,091
地域移行支援	人	1	4	2
地域定着支援	人	30	39	47

人 ... 利用決定人数

計画相談支援は、平成28年度(2016年度)・29年度(2017年度)と大幅に増加しています。地域移行支援は平成28年度(2016年度)に一旦増加し、平成29年度(2017年度)は減少する見込みです。地域定着支援は年々増加しています。

障害児通所支援及び障害児相談支援の実績(1か月当たり)

区分	単位	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度(見込) (2017)
児童発達支援	人	208	206	217
	人日	1,269	1,254	1,333
医療型児童発達支援	人	8	10	10
	人日	67	76	65
放課後等デイサービス	人	149	195	281
	人日	951	1,610	2,542
保育所等訪問支援	人	10	4	8
	人日	10	4	8
障害児相談支援	人	366	435	476

児童発達支援は、平成28年度(2016年度)にあまり増減はなく、平成29年度(2017年度)には増加する見込みです。一方、医療型児童発達支援はほぼ横ばいです。放課後等デイサービスは、事業所の開設に伴い利用者数・利用実績ともに大幅に増加しています。保育所等訪問支援は、平成28年度(2016年度)には一旦減少し、平成29年度(2017年度)には増加する見込みです。障害児相談支援については、相談支援の普及により、年々増加しています。

障害福祉サービスの概要

居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事などの介護や、外出時の移動の支援などを総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障害により、移動が著しく困難な人の外出時に、移動の援護や必要な情報の提供などを行うサービスです。
行動援護	知的障害や精神障害により、行動が著しく困難な人に、危険を回避するために必要な支援や、外出時の支援を行うサービスです。
生活介護	重度の障害により、常に介護が必要な人に、通所施設で入浴、排せつ、食事などの介護や、訓練又は作業の機会を提供するサービスです。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、通所施設で身体機能の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、通所施設で生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労移行支援	一般企業などへの就労ができるよう、通所施設で一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (A型)	一般企業などへの就労が困難な人に、通所施設との雇用契約により、知識及び能力の向上のために訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (B型)	一般企業などへの就労が困難な人に、通所施設での働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整の支援を一定の期間にわたり行うサービスです。
療養介護	重度の障害により、常に医療と介護を必要とする人に、入所施設で医学的管理のもと、機能訓練や看護などを提供するサービスです。
短期入所	自宅で介護する人が病気などの場合に、施設において短期間の宿泊を伴う入浴、排せつ、食事などの介護を行うサービスです。
共同生活援助	共同生活をする住居において、夜間や休日の入浴、排せつ、食事など日常生活の介護を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事など日常生活の介護を行うサービスです。
自立生活援助	地域での一人暮らしを志望する障害者の地域生活を支援するため、一定期間にわたり、定期的に巡回訪問等を行い、適宜支援を行うサービスです。
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用について、サービス等利用計画案を作成し、適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うサービスです。
地域移行支援	長期の入所や入院をしている人に、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談その他必要な支援を行うサービスです。
地域定着支援	地域生活が不安定な一人暮らしの人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談その他必要な支援を行うサービスです。

児童福祉法によるサービスの概要

児童発達支援	未就学の児童に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	肢体不自由等医療を必要とする未就学の児童に対して、児童発達支援及び治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に通所施設で、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所や学校などを訪問し、障害のある児童に関し、集団生活への適応のための専門的な支援や助言を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	重度心身障害児などの重度の障害がある児童であって、外出するのが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問し、児童発達支援を行うサービスです。
障害児相談支援	児童福祉法によるサービス等の利用について、サービス等利用計画案を作成し、適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うサービスです。

第3章 計画の基本方針

「第5期宇治市障害福祉計画」・「第1期宇治市障害児福祉計画」

1 地域生活を支援するサービス提供体制の整備

障害のある人が住み慣れた地域で障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、また、施設入所及び入院している障害のある人が地域生活へ移行し安心して暮らすことができるよう、サービス提供体制の整備を計画的に進める必要があります。

今後もそれぞれの障害の状態に応じてサービスを組み合わせ、総合的に支援していくことで、地域生活への移行をより一層進めていきます。

2 働く意欲を持った障害のある人に対する就労支援整備

障害のある人にとって働くことは、経済的な基盤づくりであるとともに、労働を通じて喜びや生きがいなどを見出したり、社会参加、社会貢献などの自己実現を図ったりするなど、経済的、社会的な自立を支える重要な柱となるものです。

学校卒業後に、能力と適性に応じた進路選択ができるとともに継続して就労ができるよう、福祉、教育機関、生活困窮対策に関する部局等の各分野の連携をより一層強化する必要があります。さらには、行政の関係部署はもとより、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センター、発達支援に関する関係機関、障害福祉サービス事業所等との連携に努めます。

また、就労に伴う生活面での課題にも対応できるよう、企業や関係機関等との連絡調整等が整う体制づくりに努めます。

3 相談支援体制の充実及び市民の理解・交流の促進

障害のある人が地域で安心して自立した日常生活及び社会生活を送るためには、難病、行動障害、医療的ケアの必要な障害等を含めた様々な障害に対し、多様なサービスを組み合わせて支援できるよう、また、施設入所及び入院している人の地域生活への移行を促進するために、福祉、保健、医療、教育等関係機関や、障害福祉サービス事業所と連携しながら、相談支援の充実を図ります。

そして、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、市民への啓発により障害のある人とない人の相互理解を深め、交流の促進を図ります。

4 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくりなどの様々な支援を切れ目なく提供できるようにするため、地域生活支援拠点等の整備に努めます。

5 精神障害にも対応した包括的な支援体制の整備

精神障害のある人が、地域の一員として安心して暮らしていけるよう、行政・医療・福祉関係者等が連携し地域生活に関する相談に対応するため、支援体制の整備に努めます。

6 障害のある児童の支援の提供体制の整備

障害福祉サービス及び児童福祉法による障害児通所支援など、専門的支援の充実の観点から、福祉、保健、医療、教育等関係機関と連携を図りながら、障害のある児童及び家族を総合的に支援できるように努めます。

第4章 障害福祉サービスの整備目標

1. 障害福祉サービスに関する整備目標

国の「基本指針」で基本的な整備目標とされている、次の2つの柱に沿って、必要な障害福祉サービスの整備を進めていきます。

(抜粋～障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標における基本的事項～)

平成32年度(2020年度)末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度(2016年度)末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて平成32年度(2020年度)末の施設入所者数を平成28年度(2016年度)末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

平成32年度(2020年度)中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度(2016年度)の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。



障害福祉サービスの見込量

(1) 第5期障害福祉計画の整備目標

施設入所者の地域生活への移行及び施設入所者の削減

【 国の基本指針 】

平成28年度(2016年度)末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活に移行することを基本とする。

平成28年度(2016年度)末時点の施設入所者数の2%以上削減することを基本とする。

国の基本指針では障害者の高齢化・重度化の状況等を踏まえ、目標が設定されています。本市においても地域移行における現状や課題を踏まえつつ、下記の目標の実現のために、相談支援の充実、地域生活に必要なサービス提供体制の整備、情報提供の充実を図り、引き続き地域生活への移行に努めます。

平成32年度(2020年度)末における施設入所者数数値目標

項目	人数等	備考
【平成28年度(2016年度)末】 施設入所者数	133人	平成28年度(2016年度)末の施設入所者数



【目標値】 地域生活移行者数	9人 (約7%)	平成32年度(2020年度)末までに施設入所から地域生活へ移行する人数 ()内は地域生活移行者数を全入所者数で除した値
【目標値】 入所者数削減見込	3人 (約2.7%)	平成32年度(2020年度)末段階での差引減少見込数 ()内は削減見込数を全入所者数で除した値

福祉施設利用者の一般就労への移行

【 国の基本指針 】

平成32年度(2020年度)中に平成28年度(2016年度)実績の1.5倍以上が福祉施設から一般就労へ移行することを基本とする。

本市においては、これまでの実績等を踏まえ、平成26年度(2014年度)から平成28年度(2016年度)の実績の平均に1.5倍を掛けた36人を目標値とし、下記の目標の実現のために、関係機関との連携による更なる相談体制の充実、並びに、市民及び企業への情報提供の充実を図り、一般就労への移行を促進します。

平成32年度(2020年度)における一般就労移行の数値目標

項目	人数等	備考
【平成28年度(2016年度)】年間一般就労移行者数	29人	平成28年度(2016年度)において福祉施設を退所し、一般就労した者の数

参考	平成26年度実績(2014)	13人	平成27年度実績(2015)	29人
----	----------------	-----	----------------	-----



【目標値】年間一般就労移行者数	36人	平成32年度(2020年度)において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
-----------------	-----	--------------------------------------

地域生活支援拠点等の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人が地域で暮らすための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を備えたサービス提供体制を整備します。

【目標】	平成32年度(2020年度)末までに本市において複数整備する。
------	---------------------------------

精神障害にも対応した包括的な支援体制の整備

精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが地域の一員として安心して暮らすことができる体制づくりに努めます。

【目標】	平成32年度(2020年度)末までに精神障害にも対応した包括的な支援体制を整備するため、保健・医療・福祉関係者との連携の仕組みづくりを進めます。
------	--

(2) 第1期障害児福祉計画の整備目標

障害児支援体制の整備等

【国の基本指針】

平成32年度(2020年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

平成32年度(2020年度)末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

平成32年度(2020年度)末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度(2018年度)末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

児童発達支援センターの整備

【目標】	平成24年度(2012年度)より児童発達支援センターは開設されており、今後も関係機関等との連携を図り、支援の充実に努めます。
------	--

保育所等訪問支援を利用できる体制の整備

【目標】	保育所等訪問支援についてはすでに実施しており、今後も支援の充実と周知に努めます。
------	--

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【目標】	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所における支援は実施しており、今後も支援の充実に努めます。
------	--

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備

【目標】	医療的ケア児の支援の在り方を協議する場は設置されており、今後も圏域単位の関係機関等を含めた協議の場の充実に努めます。
------	--

切れ目のない相談支援体制の整備

【目標】	障害のある児童一人ひとりの成長段階に応じて、切れ目なく必要な支援が出来るよう、福祉、保健、医療、教育等関係機関との連携による相談支援の充実に努めます。
------	---

第5章 障害福祉サービスの見込量

1. 第5期障害福祉計画のサービス見込量

(1) 訪問系サービス

アンケート結果におけるニーズを踏まえつつ、平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)までの利用実績を勘案し、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの利用者数を推計しています。

1か月当たりの利用時間については、年度毎にサービスの利用者の1人1か月当たりの平均利用時間を勘案して見込量としています。

訪問系サービスの見込量(1か月当たり)

区分		単位	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)
居宅介護	利用者数	人	326	351	376
	見込量	時間	6,194	6,669	7,144
重度訪問介護	利用者数	人	10	11	12
	見込量	時間	1,515	1,665	1,815
同行援護	利用者数	人	28	29	30
	見込量	時間	608	628	648
行動援護	利用者数	人	45	46	47
	見込量	時間	1,342	1,372	1,402
合計	利用者数	人	409	437	465
	見込量	時間	9,659	10,334	11,009

(2) 日中活動系サービス

アンケート結果におけるニーズを踏まえつつ、平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)までの利用実績、さらにサービス事業所の新規開設及び定員増等の見込みを勘案し、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの利用者数を推計しています。

1か月当たりの利用日数(人日)については、年度毎にサービスの利用者の1人1か月当たりの平均利用日数に利用者数を乗じて見込量としています。

平成30年(2018年)4月から新たに創設される「就労定着支援」については、支援開始1年後の職場定着率を参考に、利用者の動向等を踏まえ、利用者数を推計しています。

日中活動系サービスの見込量(1か月当たり)

区分	単位	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)
生活介護	人	458	482	506
	人日	8,702	9,158	9,614
自立訓練(機能訓練)	人	7	7	7
	人日	57	57	57
自立訓練(生活訓練)	人	45	45	45
	人日	462	462	462
就労移行支援	人	73	76	77
	人日	1,314	1,368	1,386
就労継続支援(A型)	人	107	109	111
	人日	2,033	2,071	2,109
就労継続支援(B型)	人	266	273	278
	人日	5,054	5,187	5,282
就労定着支援	人	25	32	38
	人日	100	128	152
療養介護	人	30	30	30
短期入所	人	146	148	150
	人日	584	592	600

(3) 居住系サービス

居住系サービスについては、アンケート結果におけるニーズを踏まえつつ、施設入所者の地域生活への移行における数値目標を勘案して推計しています。

平成30年(2018年)4月から「自立生活援助」が新しく創設されます。

居住系サービスの見込量(1か月当たり)

区分	単位	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)
共同生活援助	人	153	163	173
施設入所支援	人	134	132	130
自立生活援助	人	5	7	9

(4) 計画相談支援等

計画相談支援については、障害福祉サービス利用者に順次普及し、相談支援の充実を図ります。地域移行支援及び地域定着支援については、アンケート結果により、今後3か年を見込んでいます。

計画相談支援等の見込量(1か月当たり)

区分	単位	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)
計画相談支援	人	1,164	1,237	1,310
地域移行支援	人	2	2	2
地域定着支援	人	55	63	71

2 . 第 1 期障害児福祉計画のサービス見込量

(1) 障害児通所支援、障害児相談支援

児童福祉法による障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援）については、アンケート結果におけるニーズを踏まえつつ、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの利用実績を勘案して、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの利用者数を推計しています。

平成30年（2018年）4月から新しく創設される「居宅訪問型児童発達支援」、「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」については、アンケート結果におけるニーズやサービス事業所の提供体制を勘案して、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの利用者数を推計しています。

第1期 障害児福祉計画の見込量（1か月当たり）

区分	単位	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)
児童発達支援	人	217	225	227
	人日	1,302	1,350	1,362
医療型児童発達支援	人	10	10	10
	人日	70	70	70
放課後等デイサービス	人	291	301	311
	人日	2,619	2,709	2,799
保育所等訪問支援	人	10	12	14
	人日	10	12	14
居宅訪問型児童発達支援	人	3	3	3
	人日	15	15	15
障害児相談支援	人	496	516	536
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	1	1	2

(2) 支援を必要とする子どもの「子ども・子育て支援等の地域資源」の利用ニーズ

子ども・子育て支援等の地域資源（保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業）の利用ニーズを満たせる定量的な目標については、宇治市子ども・子育て支援事業計画を踏まえつつ、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの見込量（人）を推計しています。

定量的な目標の設定

種別	利用ニーズを踏まえた必要な見込量(人)	定量的な目標(見込み)(人)		
		30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)
保育所	135	138	136	134
認定こども園	28	28	28	28
放課後児童健全育成事業	40	40	40	40
地域型保育事業	0	0	0	0

利用ニーズを踏まえた必要な見込量（人）は、障害等の理由により、追加的に職員を配置し対応している児童数を参考にしています。

第6章 地域生活支援事業の推進

1. 地域生活支援事業の実施について

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づく国の地域生活支援事業実施要綱に定められる事業であり、本市では、地域の特性や利用者の状況に応じ、計画的に事業実施しています。

2. 各事業の実施内容

1. 相談支援事業（障害者生活支援センター）
障害のある人等の相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行います。
2. 成年後見制度利用支援事業
物事を判断する能力が十分ではない人に、本人の権利を守る援助者により、本人を法的に支援する成年後見制度の利用に必要な援助を行います。
3. 意思疎通支援事業等
聴覚障害及び視覚障害のある人を対象に、手話通訳、要約筆記、点訳、音訳及び拡大写本等により、意思疎通・情報取得の円滑化を図ります。
4. 日常生活用具給付等事業
在宅の重度の障害のある人等に対し、日常生活上の便宜を図り、その福祉の増進のために自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。

5．移動支援事業
屋外での移動が困難な障害のある人等に対し、必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行います。
6．日中一時支援事業
在宅の障害のある人等に対し、通所施設で日中における活動の場を提供し、日常的に介護している家族などの一時的な休息のための支援を行います。
7．地域活動支援センター事業
在宅の障害のある人等に対し、通所施設で創作的活動、生産活動、社会との交流の場の提供を行うことで、障害のある人やその家族の地域における生活を支援します。

地域生活支援事業の第4期実績及び第5期見込量(年間)

区分	単位	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)見込	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)
相談支援事業 (障害者生活支援センター)	か所	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	1、2 件	9	11	11	13	15	17
意思疎通支援事業	件	1,107	1,017	1,108	1,250	1,300	1,350
日常生活用具給付等事業	件	4,397	4,415	4,785	4,600	4,600	4,600
移動支援事業	時間	30,185	34,911	36,478	38,315	40,152	41,989
日中一時支援事業	時間	89,435	99,739	100,702	101,665	102,628	103,591
地域活動支援センター事業	1 か所	5	4	4	4	4	4

- 1 成年後見制度利用支援事業、地域活動支援センター事業は障害者を対象。
- 2 成年後見制度利用支援事業は、宇治市長の審判申立及び費用の助成件数。

第7章 目標実現のための方策

この障害福祉計画では、障害のある人が地域で安心して基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活が送れるよう、数値目標及び必要なサービスの見込量を定め、そのための方策を包括的な視点に基づき、次のとおり設定します。

1 . 関係機関等との連携

施設や病院に長期入所等していた障害のある人の地域生活移行や福祉施設利用者の一般就労への移行、関係機関等との連携による発達支援の充実に向け、それぞれの移行前、移行後の相談支援の充実とともに関係機関等との連携が必要です。

障害のある人が生活の身近な場で気軽に相談できるよう、障害者生活支援センターや身体障害者相談員・知的障害者相談員等と連携するなど、引き続き、様々な障害種別に対応した相談体制の充実に努めます。

計画相談支援等の普及を一層促進するため、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、障害福祉サービス事業所及び地域自立支援協議会との連携、並びに、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。これにより、入所施設等からの地域生活への移行や、重度障害のある人への支援、介護保険サービスへの移行に際しての障害の状態の把握などに努めます。

一般就労への移行に向けては、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携により、移行前、移行後の相談体制の充実を図ります。

保育所等訪問支援を活用するなど、福祉、教育、関係機関等との連携を図り、発達支援の充実に努めます。

2 . 地域生活に必要なサービス提供体制の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人の地域生活への移行をさらに進めることとしており、居住支援のための機能を備えた地域生活支援拠点等や地域コーディネーター等を活用するなど、地域での安心・安全な生活を支援するサービス提供体制の整備等が必要です。

計画相談支援の充実を図ることで、地域生活に不安を持つ障害者や地域での生活を希望する障害者に、例えば、地域移行支援や地域定着支援、自立生活援助などの障害福祉サービスを適切に提供することができるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

障害のある人及び児童が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な地域生活支援事業を実施するとともに、地域自立支援協議会及び福祉、保健、医療、教育等関係機関と連携して、サービス提供体制の整備等に努めます。

3 . 情報提供の充実及び市民の理解・啓発の促進

障害のある人が様々なサービスや社会資源を活用しながら地域で生活を送るためには、相談支援の充実とともに、多様な情報をそれぞれの障害の状態に応じて入手し、伝達できるようにする取り組みが必要です。また、障害のある人の雇用促進を図るため、市民及び企業への広報・啓発の充実が必要です。

本市では、平成29年(2017年)12月に宇治市手話言語条例を施行し、手話への理解の促進及び手話の普及のための施策を推進していますが、手話通訳だけではなく、要約筆記や筆談、点訳、音訳、拡大写本、代筆、代読等、障害の状態に応じて情報を入手し伝達する方法が選択でき多様な情報が利用できるよう、市民、企業、公共機関及び学校等への出前講座を実施するなどし、障害特性の理解の促進と情報伝達方法の普及及び障害者支援の充実に努めます。

障害のある人の雇用促進を図るため、「市政だより」や「宇治労政ニュース」等を通じて、市民及び企業に対し、理解や協力を求める啓発を行うとともに、企業に対しては、ジョブコーチ支援やトライアル雇用など、国の各種雇用促進施策の情報提供に努めます。

平成28年(2016年)4月に施行された「障害者差別解消法」では、正当な理由なく障害を理由とした差別を禁止するとともに、合理的配慮の不提供についても禁止しています。これを受け、平成29年(2017年)4月に策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する宇治市職員対応要領」に基づき、今後もすべての障害のある人が障害のない人と等しく尊重され、合理的配慮がなされるよう、制度等の内容について啓発に努めます。

4 . 計画の達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法においては、障害福祉計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること(PDCAサイクル)とされています。

宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会を開催し、計画の進捗状況等について報告するとともに、計画を推進していくための意見・提案等を受け、必要があれば、計画の見直しその他の改善を図ります。

PDCAサイクルとは

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

参考資料

1. 第5期宇治市障害福祉計画・第1期宇治市障害児福祉計画策定の経過

年	月	事 項	
29	8	宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期宇治市障害福祉計画の一部見直しにかかるパブリックコメントの結果報告について ・第5期宇治市障害福祉計画・第1期宇治市障害児福祉計画の策定について
	9	アンケート調査	<p>(1)手帳を持つ人(障害者)</p> <p>配付数</p> <p>身体障害者手帳所持者 1,946名</p> <p>療育手帳所持者 982名</p> <p>精神障害者保健福祉手帳所持者 665名</p> <p>回収結果</p> <p>回収数 1877</p> <p>有効回収数 1877</p> <p>有効回収率 52.2%</p> <p>(2)手帳を持つ人(障害児)</p> <p>配付数</p> <p>身体障害者手帳所持者 17名</p> <p>療育手帳所持者 361名</p> <p>精神障害者保健福祉手帳所持者 29名</p> <p>回収結果</p> <p>回収数 169</p> <p>有効回収数 169</p> <p>有効回収率 41.5%</p> <p>(3)発達障害のある人</p> <p>配付数 204名</p> <p>回収結果</p> <p>回収数 57</p> <p>有効回収数 57</p> <p>有効回収率 27.9%</p>
	12	宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果の報告 ・第5期宇治市障害福祉計画・第1期宇治市障害児福祉計画(初案の案)の報告

年	月	事 項	
29	12	宇治市議会文教福祉常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果の報告 ・第5期宇治市障害福祉計画・第1期宇治市障害児福祉計画（初案の案）の報告 ・パブリックコメントの実施の報告
		パブリックコメントの実施	<p>募集期間 平成29年12月21日から 平成30年1月19日まで</p> <p>周知方法 市政だより 宇治市ホームページ 障害福祉課及び行政資料コーナーの資料配架 市公共施設等への資料配架</p> <p>提出意見 52名（88件）</p>
30	1	説明会の開催	第5期宇治市障害福祉計画・第1期宇治市障害児福祉計画（初案）及びパブリックコメント実施について 開催回数：8回
	2	宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント実施結果の報告 ・第5期宇治市障害福祉計画・第1期宇治市障害児福祉計画（最終案の案）の報告
	3	宇治市議会文教福祉常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント実施結果の報告 ・第5期宇治市障害福祉計画・第1期宇治市障害児福祉計画（最終案）の報告

2. 宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会委員名簿

平成30年2月現在

区分	団体名等	委員名	役職等	備考
学識経験者	同志社大学	井岡 勉	名誉教授	会長
	龍谷大学短期大学部	加藤 博史	教授	
宇治市議会	宇治市議会議員	稲吉 道夫	文教福祉常任委員会委員長	
関係団体	宇治市肢体障害者協会	羽野 力	会長	
	宇治市視覚障害者協会	今里 忠幸	会長	
	宇治市ろうあ協会	清水 克子	会長	
	宇治市難聴者協会	牧野 登紀子	事務局	
	宇治市障害児・者父母の会	松村 祐子	会長	
	(福)宇治市社会福祉協議会	曾谷 武	副会長	副会長
	宇治市民生児童委員協議会	西城 哲	理事	
	(福)山城福祉会	新谷 昭	事務局長	
	(福)同胞会	石崎 蓉子	同胞の家施設長	
	(福)宇治東福祉会	西山 治	常務理事	
	(福)不動園	犬伏 俊博	常務理事	
	(福)宇治福祉園	杉本 一久	理事長	
	(福)かおり福祉会	大野 雅史	かおりの園園長	
	宇治久世医師会	宮嶋 敬	副会長	
	宇治久世歯科医師会	鈴木 淳之	障がい者歯科委員	
	京都南部の精神保健福祉をすすめる会 かわせみ	太田 敏子	副理事長	
関係機関	京都府山城北保健所	宮崎 純子	福祉室長	
	京都府宇治児童相談所	荒賀 正巳	所長	
	宇治公共職業安定所	長谷川 浩	次長	
	宇治市校長会	荻野 修司	菟道第二小学校 校長	
	京都府立宇治支援学校	高橋 広行	校長	
	山城北圏域障害者総合相談支援センター ういる	山代 浩史	センター長	
	障害者就業・生活支援センターはびねす	日置 貞義	センター長	
宇治市	宇治市	星川 修	福祉こども部長	

宇治市障害福祉計画

第5期<平成30年度 平成32年度>

宇治市障害児福祉計画

第1期<平成30年度 平成32年度>

平成30年3月

発行 宇治市福祉こども部障害福祉課
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33
電話 0774-22-3141(代)